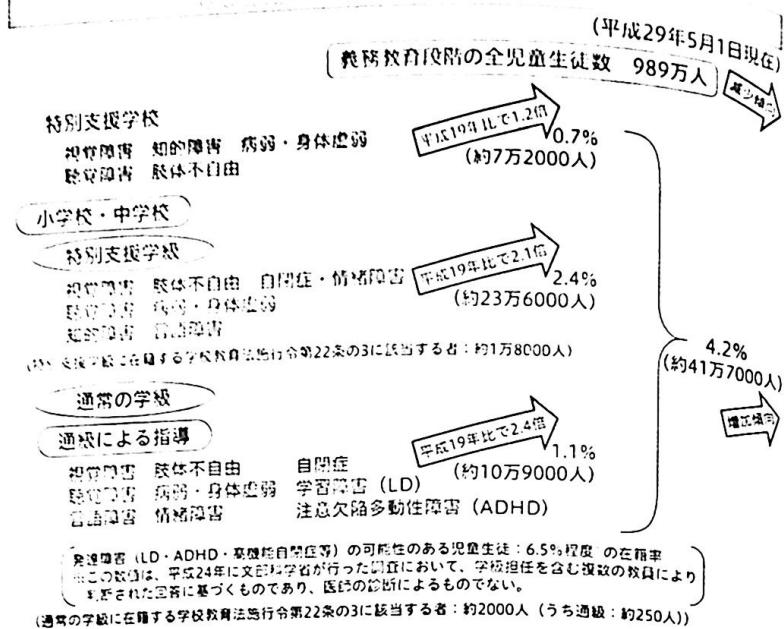


図4-6 特別支援教育の対象の概念（義務教育段階）



4-6)によると、約41万7000人の児童生徒が特別支援教育の対象となっている。

発達障害の児童生徒については、2012(平成24)年の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常学級において6.5%在籍することが明らかとなり、潜在的な支援ニーズの存在がわかった。発達障害の児童生徒については、一見してその障害がわかりにくく、障害としてではなく本人の努力や家庭のしつけの問題といった誤った捉え方をされている場合もある。このことで、不適切な対応から二次障害へとつながる可能性がある。何より、本人が自己の困難さに対し理由を理解できず、自己肯定感の低さにつながってしまうことがある。

## ②特別支援教育の展開

全国の特別支援学校においては、個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成を行う。さらに、2017(平成29)年の学習指導要領の改訂では、通常学級の特別支援学級や通級指導教室における「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が義務づけられることとなった。

「個別の指導計画」とは、教師が担当する児童生徒一人ひとりの教育

的ニーズに応じた指導目標、各教科・領域の長期目標および短期目標を設定し、指導内容を盛り込んだものとなる。「個別の教育支援計画」とは、障害のある児童生徒のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成される計画のことである。

また、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。他分野で個別の支援計画が作成される場合は、教育的支援を行うにあたり同計画を活用することを含め教育と他分野とが一体となった対応が確保されることが重要であるとされる。

### ① 校内支援体制

「plan（計画）—do（支援）—see（評価）」の流れで、校内支援体制を機能させる。校内支援体制を円滑に運営するために、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの指名が必要となる。

校内委員会は、支援が必要な児童生徒へのケース会議である。参加者は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任・学年主任、きょうだいの担任、養護教諭、特別支援学級担任などが挙げられる。

### ② 市町村の巡回相談体制

校内支援体制による支援が開始されると、校内体制では解決が困難な状況になった場合、より専門的なアドバイスを受けることが必要となる。そのために、市町村において巡回相談体制を整備し、学校を支援することが求められる。巡回相談は、そのような場合に機能する専門的な視点からのアドバイスを提供する相談システムである。校内支援体制と巡回相談は両輪であり、特別支援教育が円滑に実施されるうえで重要となる。巡回相談の役割は以下のとおりである。

- ・対象となる児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する

#### 助言

- ・校内における支援体制づくりへの助言
- ・個別の指導計画作成への協力
- ・専門家チームと学校の間をつなぐこと
- ・校内での実態把握の実施への助言
- ・授業場面の観察等

### ③ 専門家チーム

専門家チームとは、学校からの申し出に応じLD(learning

### Active Learning

特別支援教育コーディネーターとソーシャルワーカーの違いについて話しあいましょう。

disabilities：学習障害)、ADHD (attention deficit hyperactivity disorder：注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症か否かの判断と対象となる児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として教育委員会に設置されるものである。LD、ADHD、高機能自閉症ではないと判断された場合、あるいはほかの障害を併せ有する場合にも、どのような障害あるいは困難さを有する児童生徒であるかを示し、望ましい教育的対応について専門的な意見を述べることが期待されている。

専門家チームの役割としては、以下が挙げられる。

- ・ LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断
- ・ 児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- ・ 学校の支援体制についての指導・助言
- ・ 保護者、本人への説明
- ・ 校内研修への支援等

特別支援教育コーディネーター等との連携協力が重要となる。

また、専門家チームは、教育委員会や教育センター等における専門家による相談機関の位置づけである。教育委員会の職員、特別支援学級や通級指導教室の担当教員、心理学の専門家、医師等での構成となる。さらに、福祉関係者、保健関係者、特別支援コーディネーター、保護者等の参加も可能なシステムとすることが求められる。

### ③発達障害の子どもへのプログラム

現在、発達障害の子どもたちへの特別支援教育が推進されているが、発達障害の子どもたちの不登校率の高さが課題となっている。

発達障害のなかでも、自閉スペクトラム症の子どもたちの対人関係やコミュニケーション等の困難さへの対応として実践されているプログラムがある。自閉スペクトラム症の子どもたちの抽象的な意味理解の困難さ、暗黙的な状況理解の困難さを助けるためのアプローチとして、場の意味や見通しなどを伝える構造化や感情理解を助ける CAT-Kit、物事の意味などを文章で本人に説明するソーシャルナラティヴなどがある。

### ④家庭・教育・福祉の「トライアングル」プロジェクト

2017(平成29)年に文部科学省と厚生労働省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトによる連携についての検討が行われ、2018(平成30)年に報告が発表された。同報告によると、教育と福祉に係る主な課題として、①学校と放課後等デイサービス事業所等における活動内容や課題、連絡先などが共有されていないために円滑

#### ★構造化

アメリカのノースカロライナ大学のTEACCH Autism Programで自閉症の子どもや家族へのアプローチとして提案されたもの。アメリカにおける自閉スペクトラム症者への現状ある支援の一つとして認められ、世界的に用いられている。

#### ★CAT-Kit

アスペルガー症候群の教育支援の権威であるトニー・アトウッド博士によって開発された7歳～成人までを対象とした感情教育の指導法。

#### ★ソーシャルナラティヴ

自閉スペクトラム症の行動上の問題やコミュニケーションスキルの改善に向けた教育技法の一つ。社会的状況を記述した文章や挿絵を含む物語を用い、その場面における社会的意味や期待される行動などを記述する。

なコミュニケーションが図られていない点、②乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口の分散による保護者の混乱、保護者が必要な支援を受けられていない点が指摘されている。そして、これらの課題への対応策として、以下を提案している。

### ①教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の

#### 「場」の設置

- ・学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知

- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化

- ・個別の支援計画の活用促進

### ②保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理

- ・保護者支援のための情報提供の推進

- ・保護者同士の交流の場等の促進

- ・専門家による保護者への相談支援

これらから、特別支援教育プログラムの展開において、家庭・教育・福祉の連携を今後、推進する重要性が示されていることがわかる。

### ③特別支援教育の生涯学習化推進プラン

文部科学省では共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階的取り組みを拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化芸術等の取り組みを拡充するため、「特別支援教育の生涯学習化推進プラン」を取りまとめている。2019(平成31)年度の予算概要によると、切れ目のない支援体制整備、学校における医療的ケア実施体制構築、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業、学校と福祉機関の連携支援、障害理解の推進事業、教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト、社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業等に予算を割いていることがわかる。我が国では、教育的リハビリテーションとしての生涯にわたる教育保障までを見据えたライフサイクルを通した支援体制の構築を進めている。



## 障害学生支援プログラムについて

障害のある学生への支援については、2016(平成28)年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の合理的

配慮規定等が施行され、大きな変化の時期を迎えた。我が国においては、2012(平成24)年、大学等高等教育における障害のある学生の就学支援の在り方について検討を行うため、文部科学省に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が設置された。また、2017(平成29)年に第二次まとめが提出された。その中心的内容として、「不当な差別的扱い」「合理的配慮」についての考え方、「教育環境の調整、進学への移行支援、就労への移行支援等の課題」「社会で活躍する障害学生支援プラットフォームの形成」について示されている。

#### ★合理的配慮

障害者差別解消法において、合理的配慮の規定がある。本法によると「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実態に伴う負担が過重でないとき」にその社会的障壁を除去することが求められる。

## ■ 障害学生の推移とその対応

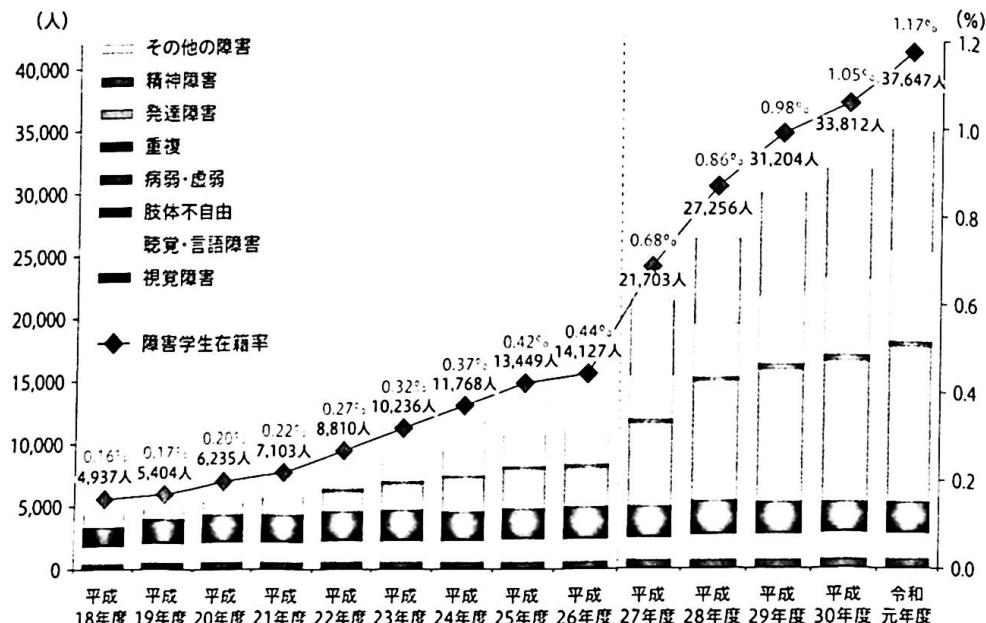
### ① 障害学生の推移

障害学生の推移は図4-7のとおりである。2019(令和元)年における障害学生数は、3万7647人(全学生数の1.17%)、障害学生在籍校数は937校(全学校数1174校の79.8%)となっている。

### ② 障害のある学生とその対応

障害のある学生とは、障害者基本法の定義である「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相

図4-7 障害学生の推移



資料：日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」